公職選挙法改正

政治家の寄附は禁止されました

金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保を―第百十六回国会で「公職選挙法」の一部が改正され、二月一日から政治家の寄附が罰則をもって禁止されることになりました。これによって処罰されると公民権停止の対象になります。

祭りの寄附

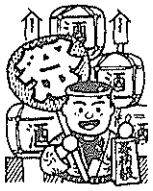

◆政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内の者に対して寄附をすることは、政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する食事や食事料以外のやむを得ない実費の補償を除き、いかなる名義であっても次のもの以外は罰則の対象となります。

○政治家本人が出席する結婚披露宴の祝儀及び葬式や通夜の香典

この場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常の社交の程度を超えている場合は処罰されます。政治家以外の人が政治家名義で寄附をする場合も同様です。

◆有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家を威迫したり、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で寄附を勧誘、要求した場合は処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

◆政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられました。

選挙区内の者に対し、答礼のための自筆のものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されました。

◆政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援会が、選挙区内の者に対するあいさつの目的で新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに有料の広告を出すと処罰されます。政治家や後援会に対してこれらの広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

◆後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援会が、花輪や供花、香典、祝儀その他のこれらに類するものを出したり、後援会の設立のために行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず処罰されます。

2月26日から

市内全域が「783」に

二月二十六日から南国市内の郵便物の配達等は、すべて南国郵便局が行いますので、南国市全域の郵便番号が「783」になります。貯金、保険の集金等も南国郵便局からお伺いします。

稲生郵便局、領石郵便局の窓口取扱事務に変更はありません。

◎変更地区＝中ノ川、大改野、桑ノ川、黒滝、上倉、中谷、奈路、亀岩、白木谷、八京、成合、天行寺、外山、才谷、宍崎、植野、久礼田、植田、領石、双葉台、比江、国分、左右山、岡豊町、伊達野、稲生、十市

詳しいことは、南国郵便局（☎㊸2611）またはお近くの郵便局までお問い合わせください。

春の訪れを告げ、白木谷の唐岩梅林の梅がほころび始めました。

唐岩梅林は、樹齢四、五十年から百年の紅白の梅の木約三百本が谷を埋め尽くす観梅の名所で、毎年この時期には大勢の梅見客が訪れます。梅林ではたけのこずしやかりかり漬け、山菜などが味わえ、ちょっとした休憩所も設けられています。

今年は一月の寒波の影響もあって例年に比べ少し遅く、紅梅が咲き始めた程度で、今ごろから一ヵ月ぐらいが見ごろとのこと。

家族そろって春を探しに出かけてみませんか。

梅林についてのお問い合わせは、唐岩憲夫さん（☎㊷1801）または唐岩白龍さん（☎㊷1338）まで。

通行制限のお知らせ

白木谷の県道重倉笠ノ川線では現在改良工事が行われており、通行時間が制限されています。

通行できる時間

8:30～8:40
9:00～9:10
9:40～9:50
10:20～10:30
11:00～11:10
11:40～11:50
12:00～13:00
13:30～13:40
13:50～14:00
14:30～14:40
15:10～15:40
16:10～16:20
16:50～